

○ 特別保護地区の許可不要行為

自然公園法第21条第3項の 対象行為		自然公園法施行規則第13条第1項（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）に定める法第21条第8項第5号に規定する環境省令で定める行為
	※特別地域に準ずる行為	1 第12条第6号の3、第22号の2、第22号の8から第22号の11まで又は第29号の31に掲げる行為
第1号（3の1）	工作物の新築、改築又は 増築	1（6の3） 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路を改築し、又は増築すること。
		1（9） 文化財保護法第115条第1項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設を新築し、改築し、又は増築すること。 1（10の4） 測量法（昭和24年法律第188号）第10条第1項に規定する測量標又は水路業務法（昭和25年法律第102号）第5条第1項に規定する水路測量標を設置すること。
第1号（3の2）	木竹の伐採	2 危険な木竹を伐採すること。
第1号（3の4）	鉱物の掘採、土石の採取	規定なし
第1号（3の5）	水位、水量の増減	規定なし
第1号（3の6）	汚水等の排出	1（22の2） 耕作の事業に伴う汚水又は廃水を排出すること。
		1（22の4） 漁船から汚水又は廃水を排出すること。
		1（22の8） 建築基準法（昭和25年法律第201号）第31条第2項に規定する尿尿浄化槽（建築基準法施行令第32条に規定する処理対象人員に応じた性能を有するものに 限る。）から汚水又は廃水を排出すること。
		1（22の9） 住宅から汚水又は廃水を排出（し尿の排出を除く。）すること。
		1（22の10） 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設、砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条第1項又は第3項の規定により行う保安施設事業に係る施設、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設から汚水又は廃水を排出すること。
		1（22の11） 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道若しくは同条第4号に規定する流域下水道へ汚水若しくは廃水を排出すること又はこれらの施設から汚水若しくは廃水を排出すること。
第1号（3の7）	広告物の設置	1（24） 法令の規定により、又は保安の目的で、広告物に類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告に類するものを工作物等に表示すること（（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年/総理府/建設省/令第3号）の規定によるものに限る。）））。
		1（26） 森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖のための標識を掲出し、又は設置すること。
第1号（3の9）	水面の埋立、干拓	規定なし
第1号（3の10）	土地の形状変更	規定なし
第1号（3の15）	工作物等の色彩変更	規定なし
第1号（3の16）	指定区域への立ち入り	1（29の2） 農業を営むために立ち入ること。
		1（29の3） 森林の保護管理のために立ち入ること。
		1（29の4） 林道の整備に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。
		1（29の5） 森林法第25条若しくは第25条の2に規定する保安林、同法第29条若しくは第30条の2に規定する保安林予定森林、同法第41条に規定する保安施設地区若しくは同法第44条に規定する保安施設地区予定森林の管理若しくはそれら指定を目的とする調査又は同法第41条第1項若しくは第3項に規定する保安施設事業の実施に当たつて必要な事前調査のために立ち入ること。
		1（29の6） 河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために立ち入ること。
		1（29の7） 砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために立ち入ること。
		1（29の8） 海岸法第2条第2項に規定する一般公共海岸区域又は同法第3条第1項に規定する海岸保全区域の管理のために立ち入ること。
		1（29の9） 地すべり等防止法第2条第4項に規定する地すべり防止工事の実施に当たつて必要な事前調査、同法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
		1（29の10） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために立ち入ること。
		1（29の11） 文化財保護法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理又は復旧のために立ち入ること。
		1（29の12） 測量法第3条の規定による測量のために立ち入ること。
		1（29の14） 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
		1（29の15） 法第20条第3項第16号又は第21条第3項第1号（法第20条第3項第16号に係る部分に限る。）の規定により環境大臣が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。
		1（29の16） 法第20条第3項第16号又は第21条第3項第1号（法第20条第3項第16号に係る部分に限る。）の規定により環境大臣が指定する区域の隣接地において、法第20条第3項若しくは第21条第3項の許可を受けた行為又はこの条の各号若しくは第13条各号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。
		1（29の17） 犯罪の予防又は捜査、遭難者の救助その他これらに類する業務を行うために立ち入ること。
1（29の18） 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために立ち入ること。		

○ 特別保護地区の許可不要行為

自然公園法第21条第3項の対象行為		自然公園法施行規則第13条第1項（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）に定める法第21条第8項第5号に規定する環境省令で定める行為	
第2号	木竹の損傷	1（27の2の4）	国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物（木竹を除く。）を採取し、又は損傷すること。
		3	危険な木竹を損傷すること。
		4	国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
		15	国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務を行うために必要な範囲内で植物（木竹を除く。）を損傷すること。
第3号	木竹の植栽	11	漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第1項に規定する漁業権（同条第5項第1号に規定する第一種共同漁業又は同項第5号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面において、漁業の免許を受けた者が当該漁業権に係る水産動植物を放ち、植栽し又はまくこと。
		第4号	動物の放牧
10	遭難者の救助に係る業務を行うために犬を放つこと。		
10の2	人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの。イ 警察犬その他これと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。ロ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。		
11	漁業法（昭和24年法律第267号）第6条第1項に規定する漁業権（同条第5項第1号に規定する第一種共同漁業又は同項第5号に規定する第五種共同漁業に係るものに限る。）の存する水面において、漁業の免許を受けた者が当該漁業権に係る水産動植物を放ち、植栽し又はまくこと。		
12	水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第20条第1項の規定により農林水産大臣が定める人工心化放流に関する計画に基づきさけ又はますを放流すること。		
13	特別保護地区内で捕獲した動物又は採取した動物の卵を捕獲又は採取後直ちに当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。		
第5号	物の集積、貯蔵	規定なし	
第6号	火入れ、たき火	14	道路、社寺境内地等において清掃のために行う法第21条第3項第6号又は第7号に掲げる行為
第7号	木竹以外の植物の採取、損傷	規定なし	
第8号	木竹以外の植物の植栽、植物の種子まき	規定なし	
第9号	動物の捕獲、殺傷等	1（27の8）	有害なねずみ族、昆虫等を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。
		1（27の9）	国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであって、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
		1（27の10）	傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。
		16	魚介類（法第20条第3項第13号の環境大臣が指定するものを除く。）を捕獲し、又は殺傷すること。
第10号等	道路等以外での車馬の使用等	1（29の29）	海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第20条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第21条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。
		18	森林の保護管理及び森林施業を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		19	漁業を営むために動力船を使用すること。
		20	漁業取締のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		21	河川法第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第6条第1項に規定する河川区域の指定、同法第54条第1項の規定による河川保全区域の指定又は同法第56条第1項の規定による河川予定地の指定を目的とする調査を含む。）のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		22	砂防法第1条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第2条の規定により指定された土地の監視のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		23	海岸法第3条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		24	地すべり等防止法第3条第1項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		25	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
		26	土地改良法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
27	国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務、犯罪の予防若しくは捜査その他の公共の秩序を維持するための業務又は交通の安全を確保するための業務を行うために車馬を使用すること。		
28	国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。		

○ 特別保護地区の許可不要行為

自然公園法第21条第3項の 対象行為		自然公園法施行規則第13条第1項（特別保護地区内における許可又は届出を要しない行為）に定める法第21条第8項第5号に規定する環境省令で定める行為
全般	1（29）	前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為
	1（29の31）	公園管理団体が行う法第50条第1項各号及び第2項各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、あらかじめ、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が14日前までに国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事に提出されたもの
	29	国立公園において絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第10条第1項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
	30	認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
	31	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
	32	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項から第5項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
	33	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定により、国立公園にあつては環境大臣の許可、国定公園にあつては都道府県知事の許可に係る行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
	34	国立公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により環境省が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により環境省から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
	35	国定公園において鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により都道府県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により都道府県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業若しくは同条第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業による指定管理鳥獣の捕獲に伴う行為として、法第21条第3項各号に掲げるものを行うこと。
	36	前各号に掲げる行為に付帯する行為